

春日井市排水設備設置義務の免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定に基づき、排水設備設置義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「排水設備」とは、法第10条第1項に規定する排水設備をいう。

2 この要綱において、「水質基準」とは、法第8条に規定する公共下水道の終末処理場からの放流水の水質基準をいう。

(排水設備の設置を要しない場合)

第3条 法第10条第1項ただし書に規定する許可は、公共下水道以外の公共用水域への下水の排出が特にやむを得ないと認められる場合で、次に該当するときに与えるものとする。

(1) 冷却水、プール排水その他これらに類する下水のうち、水質が水質基準に適合するとき、又は公共下水道へ排水した場合において公共下水道の終末処理場における処理効果がほとんどなく、直接公共用水域へ放流することが合理的であると認められるとき。

(2) 下水を公共下水道以外の公共用水域に排出する設備と排水設備とが完全に分離した排水系統であり、かつ、当該排水系統が容易に確認できるとき。

(許可の手続)

第4条 法第10条第1項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除許可申請書（第1号様式）を水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可するときは、排水設備設置義務免除許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(水質の検査)

第5条 市長は、前条第2項の許可を受けた者の排水する水質を水質基準に適合さ

せるために必要な限度において、その職員に排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、公共下水道以外の公共用水域に排水する設備その他の物件を検査させることがある。

(許可の取消)

第6条 市長は、第4条第2項の許可を受けた者の排水する水質が許可条件を満たさないおそれがあると認めるときは、第4条第2項の許可を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市排水設備設置義務の免除に関する要綱及び春日井市汚水排出量減量認定要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市排水設備設置義務の免除に関する要綱及び春日井市汚水排出量減量認定要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市排水設備設置義務の免除に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市排水設備設置義務の免除に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

